相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市東豊浦町一〇七六番地、最後の住所大阪府大阪市西成区旭二丁目四番九―七〇三号　被相続人　亡　樋口　和生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

大阪市北区西天満六丁目七番四号大阪弁護士ビル三階

相続財産清算人　弁護士　安尾　明裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区琴ノ緒町五丁目一番、最後の住所神戸市中央区加納町二丁目四番一五号サワダビル五〇五号　被相続人　亡　河上　惇一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

神戸市中央区江戸町九八番地一　東町・江戸町ビル五階　弁護士法人神戸シティ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　二宮　淳次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市東区戸坂山崎町二番、最後の住所広島市東区戸坂山崎町二番一一―八〇一号　被相続人　亡　馬淵　正彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月六日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

広島市中区基町一一―一〇合人社広島紙屋町ビル八Ｆ―四二ｂｉｌｌａｇｅ　ＨＩＲＯＳＨＩＭＡ内Ｃ二〇かさはら法律事務所

相続財産清算人　弁護士　笠原　輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県山県郡北広島町有田一〇五九番地、最後の住所広島市東区山根町三八番二三号　被相続人　亡　沖野　隆一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月六日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

広島市中区上八丁堀四番二七号

相続財産清算人　司法書士　田川　昭夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下松市大字東豊井一一六六番地、最後の住所山口県下松市大字来巻九四四番地一　被相続人　亡　相本美穂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

山口県光市大字浅江九五五番地一一

相続財産清算人　司法書士　石丸　志伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市大字宇部七一四番地、最後の住所山口県宇部市厚南中央三丁目四番一―六号　被相続人　亡　岡谷美樹男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

事務所山口県宇部市新天町一丁目二番三八号新天町ビル三Ｆ

相続財産清算人　司法書士　林　萬守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市大三島町宮浦七二〇六番地、最後の住所愛媛県今治市大三島町宮浦七二〇五番地　被相続人　亡　菅　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

愛媛県今治市南宝来町一丁目五番地四月原ビル一階　八島法律事務所

相続財産清算人　弁護士　八島　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市中村四丁目六番、最後の住所愛媛県新居浜市大生院一六八六番地　被相続人　亡　首藤　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

愛媛県西条市丹原町池田一七一八番地八

相続財産清算人　司法書士　池田　誠治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡東区石坪町九番地二、最後の住所北九州市八幡東区石坪町八番二六号　被相続人　亡　舛川　康江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月四日

北九州市小倉北区鍛冶町二丁目一番一号クルーズ勝山通ビル三階かなで法律事務所

相続財産清算人弁護士　渡邉　牧史

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　鈴木　良

住所　福島県福島市黒岩字浜井場一番地の一　ザ・ライトスリー二〇三

生年月日　昭和五十四年十月五日

二　供託所　福島地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第三九六号

四　供託金額　一八、一二五円

五　裁判所　福島家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第七〇八一号

令和八年十一月四日

福島県福島市中町四番二〇号エスケー中町ビル三〇一号室

不在者財産管理人　弁護士　半澤　一成

第８期決算公告　令和８年11月４日

埼玉県深谷市上柴町西七丁目16番地16

株式会社レグミン

代表取締役　野毛　慶弘

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	249,736
	固定資産	92,282
	合計	342,018
負純資産の債及び部	流動負債	79,433
	固定負債	119,785
	株主資本	70,920
	資本金	87,595
	資本剰余金	347,745
	資本準備金	347,745
	利益剰余金	△364,419
	その他利益剰余金	△364,419
	（うち当期純損失）	(54,179)
	新株予約権	71,880
	合計	342,018

第42期決算公告　令和８年11月４日

札幌市北区新琴似六条六丁目４番15号

小野寺燃料株式会社

代表取締役　松本丈太郎

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,690,270
	固定資産	280,900
	繰延資産	1,760
	合計	1,972,931
負純資産の債及び部	流動負債	370,628
	固定負債	30,040
	株主資本	1,572,262
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,562,262
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,559,762
	（うち当期純利益）	(353,394)
	合計	1,972,931

第６期決算公告

令和８年11月４日

東京都千代田区丸の内２丁目７番２号

ＪＰタワー14階５号室

Schonfeld Strategic Advisors (Japan) Pte. Ltd.

日本における代表者　トウ　ガイ

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：千ＵＳドル）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,717
	非流動資産	1,758
	資産合計	7,475
負純資産の債及び部	流動負債	4,728
	株主資本	2,746
	資本金	1,885
	利益剰余金	860
	（うち当期純利益）	(278)
	負債・純資産合計	7,475